

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年2月27日(火) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 宮本 忠佳 8番委員 原田 和彦 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 14番委員 鈴木 隆大 15番委員 廣瀬 佳輝 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>なし</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>12番委員 森 政雄</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第 1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第 2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第 3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第 4号議案 非農地証明願の審議について 第 5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第 6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地であることの証明について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 7. 許可申請の取下げについて (3条許可)

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和6年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号10番佐々木永薫委員と、議席番号18番政岡茂委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明します。議案書1ページをご覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、地役権設定者と地役権者との間で、排水管理設を行うために、農地1筆に地役権の設定をしようとするものです。1番の要役地となる土地については、5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。許可日も5条許可と同日になります。また、要役地となる土地については、第3号議案の3番、5条許可の方で詳しくご説明させていただきます。なお、対象地の地表部分は、これまでどおり耕作を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後33aに至り、譲受人は対象地において、ホウレンソウの栽培を行うとのことです。

3番から5番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、3番と4番が、それぞれ農地1筆、5番は、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後350aに至り、譲受人は対象地において、プロッコリーの栽培を行うとのことです。

6番と7番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、6番が農地12筆、7番が農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後99aに至り、譲受人は対象地において、飼育用牧草の栽培を行うとのことです。なお、6番と7番は、前回の総会で取り下げた案件のうち、必要な書類が整った土地について、再度、許可申請を行ったものです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後168aに至り、譲受人は対象地において、水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後94aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後168aに至り、譲受人は対象地において、水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後350aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上11件で、対象地は、田11,320.90㎡、畑11,095㎡、合計22,415.90㎡です。以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特にご意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、まず、1番案件は、5条許可と関連しておりますので、このあとの3号議案の審議の結果を受けて決定することにいたします。それでは、残りの2番から11番案件について許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については2番から11番を許可することに決定します。なお、1番案件は5条許可と関連しておりますので、このあとの3号議案の審議の結果を受けて決定することにいたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議についてご説明します。議案書4ページをご覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地（庭園・進入路）に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、対象地に隣接する宅地に移住予定であり、申請地をドッグランに転用するものです。造成はせず、芝を敷き、周囲をフェンスで囲む計画で、駐車場は隣接地である宅地を利用することです。しかし、申請地は既に一部工事が行われていたため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地（進入路・駐車場）に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第2号議案は以上3件で、地目は、田は604㎡、畑は290㎡で、合計が894㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地290㎡、その他施設用地604㎡です。以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特にご意見が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員にご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明します。議案書5ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は石材の採掘及び販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場及び通路に転用するものです。また、申請地は、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家住宅に転用するものです。

3番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に10戸以上の住宅があることを現地で確認しております。所有権を移転し、借人が農家住宅に転用するものです。なお、農家住宅の転用に伴い、南側に隣接する農地の地中に排水管を埋設するための地役権設定が必要となり、第1号議案、3条許可の1番案件と関連しております。

4番と5番は、転用者が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。転用者は太陽光発電事業を営んでおり、4番は、所有権を移転し、5番は貸借権を設定して太陽光発電施設に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は土木、建設、重量運搬業を営んでおり、所有権を移転し、露天車両・建設機械・資材置場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人はコンクリートの打設業や舗装工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天車両・建設機械・資材置場に転用するものです。

この6番と7番案件についてですが、吉野川下流域土地改良区及び中島用水土地改良区の管轄地であり、このうち、中島用水土地改良区からの意見書の添付はなく、意見を得られない事由を記載した理由書が転用者から提出されております。農地法第5条の転用許可申請には、農地法施行規則第57条の4第2項第3号に、土地改良区の意見書を添付することとされており、意見を求めた日から30日を経過してもなお意見を得られない場合は、その事由を記載した書面を添付しなければならないと定めら

れています。譲受人からの理由書には、意見書が得られなかった理由として、別件で徳島市と土地改良区との間で土地境界協議が折り合わず、応神地区の土地に関して意見書は発行できないというものです。この理由書の提出を受けて事務局において中島用水土地改良区の理事長に内容を確認した結果、理由書のとおり意見書を発行していないが、譲受人から事業内容の説明を受けており、その内容について個別の問題があるというわけではないことを確認しております。従いまして、本案件においては、中島用水土地改良区の意見書は添付されていないものの、申請者から土地改良区の意見書が得られない事由の説明がされており、その内容について土地改良区に確認ができていること、また、周辺農地に対する被害防除措置についても責任をもって対処する旨の記載もあることから、農地法に規定されている許可要件を満たしているものと思われる。

続きまして8番の説明に移ります。8番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に9戸の住宅があることを現地を確認しております。使用貸借権を設定し、鉄骨製缶の請負業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人の居宅が申請地の北側にあり、所有権を移転し、宅地への進入路として使用するものです。申請地は、既に雑種地の状態となっており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。転用者は、自動車整備業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天車両置場に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われる。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である4番から7番案件と農地区分が甲種農地である8番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全11件で、地目は、田が7,367.90㎡、畑が3,431㎡で合計が10,798.90㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地1,909.88㎡、駐車場・資材置場が6,859.02㎡、その他施設用地が2,030㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番、5番案件の地区審査に参加していただいた、入田地区の板東委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

板東委員 先月15日の15時半より、4番、5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は森推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、入田町海先にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、4番は土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、5番は賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、整地後に砕

石を敷き、周辺には150cmのフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透することと、地元水利組合の排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、入田地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番、7番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月14日の午前10時より、6番、7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。この2件の案件は、転用者が別で、6番は土木建設業を請け負う会社で、7番は、ポンプ打設や舗装工事を行う会社ですが、申請地が隣接しており、また、転用目的や土地の造成方法などが同一であるため、併せて報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、応神町東貞方字西川淵にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天車両・建設機械・資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、進入路となる部分のみ隣接地の高さまで盛土し、その他は、現況の高さのままで碎石を敷いて整地します。また、周囲は、既存のコンクリート壁をそのまま使用します。排水については、雨水のみであり、地下浸透とする計画で、地元の中島用水土地改良区に対して意見書の交付申請手続きを行いました。もらえないため理由書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして8番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月16日、午前10時から8番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬長市委員、廣瀬佳輝推進委員と私の委員4名、転用者側3名と事務局2名です。申請地は、川内町富吉にあり、甲種農地に区分されるということです。今回の申請は、使用貸借権を設定して、借人が露天資材置場に転用するものです。造成については、隣接する道路の高さまで盛土して碎石を敷き、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみで地下浸透及び、隣接する水路に放流することと、管轄する土地改良区の意見書及び同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。なお、3番案件を許可したことに伴い、第1号議案の1番を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案の1番を許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願についてご説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、上八万ICから300m以内にある第3種農地に区分されます。申請地は平成5年頃より資材置場倉庫として利用されているとのことです。

1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和47年以前より造園業用の倉庫として利用され、昭和50年頃に増築を行ったとのことです。

2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としては、平成11年5月30日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は2件で、対象地は田449㎡、畑619㎡、計1,068㎡です。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありますか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で耕作を継続しております。

2番は、農業用倉庫として4条例外が出ている農地がありますが、全ての農地で耕

作を継続しております。

第5号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田19,837㎡、畑4,040㎡、計23,877㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書9ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が9件、再設定が11件で合計20件となっており、そのうち、賃貸借権が13件、使用貸借権が7件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番と2番が、多家良地区5筆・2件、3番と4番が、勝占地区4筆・2件、5番が、上八万地区1筆・1件、6番から9番が、不動地区9筆・4件、10番が、応神地区1筆・1件、11番から13番が、川内地区5筆・3件、14番と15番が、国府地区6筆・2件、16番が、南井上地区6筆・1件、17番から20番が、北井上地区6筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田22筆30,939㎡、畑21筆31,916㎡の合計43筆62,855㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。ご審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書12ページをご覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続によ

る権利取得3件受理しました。

議案書13ページをご覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。

14ページから15ページをご覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。9件受理しました。

16ページをご覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件処理しました。

17ページをご覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。1件交付しました。

18ページをご覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

19ページをご覧ください。7番は許可申請の取下げ（3条許可）についてです。2件受理しました。

報告事項の説明については以上です

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和6年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は3月25日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。